

# 平成28年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成28年12月26日（月）13時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 11名  
会 長 2番 縣 次 男  
副 会 長 11番 大 塚 弘 士  
  
委 員 1番 大 津 雄 司  
3番 姫 野 康 二  
4番 坂 本 成 一  
5番 高 田 英  
6番 麻 生 俊之輔  
7番 二ノ宮 政 広  
8番 安 部 義 浩  
9番 江 藤 国 子  
10番 小 野 惠美子
4. 欠席委員 なし

## 5. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
  - ① 農地法第18条の規定による号解約通知の報告について
  - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
  - ④ 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について
  - ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ⑥ 非農地証明の発行について
  - ⑦ 農用地利用集積計画（貸借権設定）について
  - ⑧ 農用地利用集積計画（所有権移転）について
  - ⑨ 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
  - ⑩ 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について
- (4) その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎

## 7. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成28年第10回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 11番の大塚弘士副会長さんをお願いしたいと思っております。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」  
(議案第1号～2号 2件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案 朗読説明。

議 長

議案1号及び2号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第3号～14号 12件)

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、12件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案3号～14号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案第3号につきましては、説明の方を議席番号8番 安部義浩委員さんよりお願いします。

8番 安部義浩委員

はい、議案第3番を説明いたします。渡人の方は高齢で田んぼを作っておりません。現況は荒れております。受人の方は繁殖素牛を五十数頭飼っております。飼料畑が欲しいということで話が付いたようです。審議をよろしく申し上げます。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第4号につきましては、説明の方を議席番号10番の小野恵美子委員さんよりお願いします。

10番 小野恵美子委員

はい、議案4号を説明します。渡人と受人は親子です。受人の息子さんも後継者としておりますので、問題ないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第5号と6号につきましては、受人の方が同一ですので、一括での説明を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

議案第5号の渡人の方と、議案6号の渡人の方は親子で、受人の方が新規就農で菊を作りたいということで購入したそうです。よろしく申し上げます。

議 長

議案第5号について質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第6号について質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第7号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いいたします。

6番 麻生俊之輔委員

受人の方は苗の育苗や稲作と大規模な経営をしております。渡人の方が手放す農地を、規模拡大をしたいということで購入するというごさいます。よろしくお願ひします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第8号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いいたします。

6番 麻生俊之輔委員

渡人と受人は親戚です。いままで受人の方が耕作をしていたのですが、渡人から買ってほしいと相談があり、規模拡大の為購入することとしたとの事です。よろしくお願ひします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第9号につきましては、説明の方を議席番号5番の高田英委員さんよりお願いいたします。

5番 高田英委員

渡人の方は93歳の高齢で作れないのですが、農業経営をしている受人の方が経営規模拡大をするために購入したいという案件です。特段問題は無いと思ひます。以上です。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第10号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いいたします。

6 番 麻生俊之輔委員

はい、受人の方は自然農法で新規就農をしたいとのこと。関連議案の34で田んぼを借りて、下限面積を満たすとのこと。よろしくお願いします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第11号12号につきましては、交換の案件の為、一括での説明を議席番号7番の二ノ宮政広委員さんよりお願いします。

7 番 二ノ宮政広委員

農地の交換でございます。特に農業に精通されている方々でございます。一方は大分市の住所となっておりますが、地域に帰って、役員もされているようにありますので、農地の管理について問題ないです。審議をお願いします。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第12号につきまして質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第13号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6 番 麻生俊之輔委員

渡人の方は学校の先生なのですが、地区を出ていくことになったそうです。別に家もあるそうです。受人の方は大分で専業農家をしていたのですが、道路の事業で農地がなくなっただけです。ただ、機械や設備はそのままあるので、庄内の土地を購入して、農業を維持したいとのこと。

議 長

質疑を受けます。

8 番 安部義浩委員

いいですか。新規就農ですけど、大分市に5反以上あるから、農地を取得できるということですか。

事務局

大分市の農地は無くなってしまっているのですが、今回13,000㎡以上購入するので問題ない。

議長

他にご質問は無いでしょうか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議長

議案第14号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

はい、生前一括贈与の案件です。高齢ということで、息子さんに譲るというものです。よろしくお願いします。

議長

質疑を受けます。

8番 安部義浩委員

すいません。822-3ですかね。1121㎡。持ち分五分の一となっているのですが、他の4名の方の同意は必要なのでしょうか。

事務局

必要ないです。本人の権利だけを移すというものなので。

議長

他にご質問は良いでしょうか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

### ■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第15号から17号 3件)

議長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案15号及び16号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案17号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長  
議案第15号につきましては、説明の方を事務局よりお願いします。

事務局  
説明します。図面は2ページです。8.56㎡という小さい農地で、知らず知らずのうちに自宅の進入路として使用していたという状況です。舗装もされています。面積も狭小で、守るべき農地とは違うのかなというかたちです。

議 長  
質疑はございませんか。

5番 高田英委員  
申請人の住所が福岡なんですけど、現実ここには住んでないのでしょうか。別荘ですか。

事務局  
そうです。要は里の家ですが、最終的には手放すというなかで、進入路が農地になっているということで、今のうちに整理をしておきたいということです。

議 長  
他に質問はございませんか。  
(ありません)  
それでは、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長  
議案第16号につきまして、説明の方を議席番号7番の二ノ宮政広委員さんよりお願いします。

7番 二ノ宮政広委員  
所有者は大分市にお住まいです。現地を確認しますと、畑にしておりますで、野菜を植えておりました。ただ、高齢になったということで、1反程度太陽光にしたいという申請がありましたので、現地を確認しました。以上です。

議 長  
質疑はございませんか。

5番 高田英委員  
いいですか。これ、今度太陽光をするために分筆をしたのでしょうか。

事務局  
そうです。今回、分筆をしての申請です。

議 長  
他に質問はございませんか。  
(ありません。)  
それでは、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案第17号につきまして、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。資料が7ページからとなります。場所はお寺の近くの用地です。既に倉庫が建ってます。隣接している481-2と同一の筆でしたが、分筆をしての申請です。

議 長

質疑はございませんか。

(ありません。)

それでは、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

#### ■日程 第4 「農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案18号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第4 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明  
議案18号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地です。耕作条件を良くするための一時転用であることから、問題ないと考えます。

議 長

議案第18号につきまして、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。資料が10ページからになります。こちらは農地への進入の改善ということでの申請となっております。なんら問題ないと考えます。以上です。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数により許可相当と認めます。

#### ■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第19号から22号 4件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案19号20号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案21号22号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第19号につきましては、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。資料は13ページからとなります。先ほどの4条申請と関連いたしまして、481-2が駐車場用地として欲しいとの事で、このような申請になりました。近隣は家ばかりで、農地もほとんどありません。なんら問題ないと考えます。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数により、許可相当と認めます。

議 長

議案第20号につきましては、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。資料は16ページからとなります。渡人の方は、施設に入っております。受人の方は近隣で支援施設をやっておりまして、そのグラウンド用地として使用したいということで今回の申請になりました。既に畑というよりは庭という状態だったので、始末書がついております。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

5番 高田英委員

はい。多目的グラウンドって現況はどういった風に。普通だったら土のグラウンドにするとか、芝にするとか。それとこの図面の建物はなんでしょう。なにも書いてませんが。

1番 大津雄司委員

説明を受けた中では、土を敷くとか、芝を張るなどは聞いておりません。コンクリートを打つとは聞いてます。この施設は、一角に用具入れとか、その目的と聞いてます。

事務局

仕上げの記入をするべきでした。すいません。現地は踏み固められておりますので、そこをグラウンドとして使用するそうです。

議 長  
他にご質問はありませんか。  
(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数により、許可相当と認めます。

議 長  
議案第21号につきましては、説明の方を議席番号1番の大津雄司委員さんよりお願い  
します。

1番 大津雄司委員

説明します。資料は19ページからとなります。今回はアパート経営をされるということ  
です。渡人の方は90歳以上で高齢で、息子さんも農業経営から引退しておりまし  
て、その用地をどうするか悩んでいたところ、このようなかたちになりました。駐車場  
が広く、防草シート仕上げの箇所の維持管理が少し心配なので、審議をお願いします。

議 長  
質疑はありませんか。

8番 安部義浩委員

いいですか。20ページの隣地同意はいいのですが、その中に知り合いが居まして、売  
買済み未登記の人がいるようにあるのですが、その際は相手方に連絡が必要なのでしょ  
うか。

事 務 局

同意を取る段階での所有者からで良いので、売り先への連絡の必要はありません。そも  
そも農地ですので、許可を取らなければ法的にもなんら認められませんので、所有者の同  
意で良いです。

議 長  
他にご質問はありませんか。  
(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数により、許可相当と認めます。

議 長  
議案第22号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんより願  
いします。

6番 麻生俊之輔委員

受人の方は、由布市の福祉施設に勤務しております。義理のお母さんが近くにおられ  
る農地を、道路の拡幅事業に伴って宅地にという申請です。よろしく申し上げます。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数により、許可相当と認めます。

■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第23号～27号 5件)

議長

続きまして、日程第6 非農地証明の発行について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案23号～27号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議長

議案23号につきましては、説明の方を議席番号7番の二ノ宮政広委員さんよりお願いします。

7番 二ノ宮政広委員

27ページから出てますように、山林化しておりまして、農地への復元は不可能と思います。現地を確認しましたので報告致します。

議長

質疑はありませんか。

5番 高田英委員

すいません。写真を見ると雑木というよりも、スギかヒノキのように感じるのですが。

事務局

このヒノキより向こうです。法の部分です。細長く巻いてる形状の土地です。

議長

他にご質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案24号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

別紙の資料の31ページを見ていただきたいと思います。写真の通り農地として永く活用しておりませんでしたので、非農地にしたいということでございます。

議長

質疑はございませんか。

5番 高田英委員

すいません。これは法ですか。法を仮に農地扱いしなかった場合、上の田が崩れた時、災害復旧の対象になりませんか。それが大丈夫なのかなど。

事務局

対象になりません。上の農地自体が壊れていれば対象になるのですが、上だけの農地というのはもちろん無い。若干の法があつて、その下に非農地したい法があるんです。この土地については、この法の上に農地は残っていない状態となっております。

議長

他にご質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案25号につきましては、説明の方を議席番号6番の麻生俊之輔委員さんよりお願いいたします。

6番 麻生俊之輔委員

議案番号13号に関連するのですが、渡し人の農地の中に、非農地化してしまっている土地があると分かりましたので、その申請です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案26号につきましては、説明の方を議席番号4番の坂本成一委員さんよりお願いいたします。

4番 坂本成一委員

説明します。38の写真を見ていただければ分かると思います。写真の上に家があります。その家の手前に道があります。その手前にある土地なのですが、ほとんど山になっておりまして、いずれ処分するために非農地証明を発行して欲しいとのことです。以上です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案27号につきましては、説明の方を議席番号9番の江藤国子委員さんよりお願いします。

9番 江藤国子委員

資料は39ページをお願いします。場所は川西の山の中の地熱発電の盛んなところです。1912番とかは地元の方が耕作しておりますが、その先は山になっております。この辺りは地熱発電の申請が多いのですが、この場所は少ない平坦地なので、いずれは資材置き場にしたいと考えているそうです。雑木も生い茂っておりますので、非農地証明を出したいとの事でした。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

9番 江藤国子委員

思うんですけど。この辺りはどんどん非農地証明が出されているのですが、いいのかなと。雑木ばかりで仕方ないと思うんですけど、いろんな公共事業でいっぱい投資されているのに、地熱発電のタービンとかまわりだと、キーンという音が町中に響いているんですが、シートを掛けているとはいえ、いいのかなあと。仕方ないのかなと思ってはいるんですけど。

事 務 局

非農地については、非農地の判断をしろという国の方針がありますし、非農地は現時点の判断をしていただければいいと思うんです。当然そのあとに開発が絡む場合も出てくると思うんですけど、逆に言うと自然エネルギーは太陽光発電が大きく普及しだしたときに、非農地証明できますよと、太陽光発電できますよという状況もありました。ただ、開発の心配もあるんですけど、農業員会としては、あくまでも農業委員会の基準で、行った時点の状態で非農地の判断をするしかない。農地法で開発をおさえるというものではないんです。ただ、開発になれば、開発協議や、条例に基づいての審議は当然やっていくので、その中でいろんなことは解決していかざるを得ない。

11番 大塚弘士委員

いいですかね。周りが山林化してますので、非農地としても問題ないかと思っておりますので、申請があれば仕方ないかなと。

5番 高田英委員

これは自然エネルギーに関する条例かなにかの基準に該当すれば審議しないといけないですよね。

事 務 局

どうしてもそれで審議してもらえない。お任せするしかない。農業委員会の法律の中で、開発を止めるというものは無いので、逆に、非農地の基準を満たしている案件を申請したいという連絡があった時に、申請しないで下さい。とはならない。

9番 江藤国子委員

あまりにも多いので心配になってしまうものですから。

5番 高田英委員

この辺りがあまり動かない土地ですから、この際売りたいという方が多いんでしょうね。

議 長

他にご意見ご質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

○日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案28号から34号 7件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案28号から34号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 28号及び29号については利用権継続設定の案件ですので、一括で皆様から質疑を受けたいと思います。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 30号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

貸付人の方は78歳で高齢です。借受人の方も72歳と高齢ですが、子供さんと同居しております。農業していく労力は確保できますので、問題ないと考えます。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 31号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

貸付人は既に大分市におりまして、農業ができる状態ではないとの事で、これまでも貸していたのですが、今回大分市の方がするそうです。経営面積 3225 m<sup>2</sup>は由布市の中だけの面積でして、大分市にも農地を持たれておりまして、農業をすることになんら問題は無い状況です。以上です。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

議案 32号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

貸付け人の方は88歳と高齢です。借受人の方は37歳と若いのですが、農業をこれからやっていくということで、面積的にも6748 m<sup>2</sup>と若干心配なのですが、野菜等植えて、有効利用していきたいという計画となっております。注意して見守っていかねばならない案件だと思いますが、問題はないと考えます。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議長

議案 33号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

貸付人と借受人は同じ地区の方で、お互いで話がついて貸し借りをしたいとの事です。借受人の方は70歳ですが、引き続き農業をやっていく状態で、問題は無いと考えます。以上です。

議長

質疑はありませんか。

4番 坂本成一委員

はい。借受人の方は後継者はおられるのでしょうか。

8番 安部義浩委員

おりません。

10番 小野恵美子委員

本人は元気者です。

議 長  
他に質問はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長  
議案 34号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局  
3条にあった分の関連ですが、3条の方は自然農法で野菜を育てるそうですが、水稻の分を貸し借りの土地でやりたいそうです。以上です。

議 長  
質疑はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」  
(議案35号 1件)

議 長  
日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 議案朗読説明。  
議案35号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしていると考えます。

議 長  
質疑はございませんか。

4番 坂本成一委員  
これは梨山ですか。

事務局  
そうです。これまで貸し借りだったのですが、後継者が引き継がないということで、それなら売買しようとなった案件です。書面上では公社に行くこととなっておりますが、既に渡し先は決まっています。

議 長  
他に質問はありませんか。  
(ありません。)  
承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

○日程 第9 「農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）の決定について」  
(議案36号 1件)

議長

日程 第9 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）の決定について、1件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第9 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）の決定について 議案朗読説明。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

○日程 第10 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）」  
(議案37号 1件)

議長

日程 第10 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第10 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分） 議案朗読説明。

議長

質疑はありませんか。

4番 坂本成一委員

公社を通すと全部0円の貸し借りになるのでしょうか。

事務局

公社を通した先の受け手の方と使用貸借で話ができているだけで、全てが使用貸借というわけではないです。

議長

ほかにご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。